

久喜市のレジリエンスに貢献する系統用蓄電事業の実現に向けた

共創推進に関する連携協定書

久喜市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社（以下「乙」という。）は、甲におけるレジリエンスに貢献する系統用蓄電事業の実現に向けた官民連携による体制の強化、事業の推進に関し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協働し、拠点避難所等の公共用地を活用した系統用蓄電事業を推進することで、大規模災害時のレジリエンス強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。

- （1） 拠点避難所等の公共用地を活用した系統用蓄電事業に関すること
- （2） 災害時のレジリエンス強化に関すること
- （3） 発電抑制の回避などに関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定を通じ知り得た秘密情報については、それぞれ書面又は電子メール等による事前の承諾を得ずに第三者（ただし、第2条第3項に規定する乙の関係会社は除く。）に開示・漏洩してはならず、本協定の目的以外のために使用してはならないものとする。

2 前項に定める事項は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和13年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了6か月前までに、甲又は乙より別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(法令の遵守)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(協定外事項の協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和8年3月9日

甲 埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市
久喜市長

乙 東京都港区海岸一丁目11番1号
東電タウンプランニング株式会社
執行役員GX推進事業部長